

特定非営利活動法人 KUSC 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 KUSC（以下「当法人」という。）の定款第54条の規定に基づき、この法人の活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 当法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 当法人の情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第4条 当法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(情報公開の方法)

第5条 当法人は、情報公開の対象資料に応じて、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネット等の方法により情報公開を行うものとする。

(公開する資料)

第6条 前条のうち、次の資料はインターネット上で公開する。

- (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 事業報告書
 - (4) 貸借対照表、損益計算書、財産目録
 - (5) 上記以外の資料で、公開の申出を受け、公開が必要と理事会が認める資料（インターネット上で公開する資料）
- 2 前項のインターネット上での公開にあたり、前条第1項第1号から第2号までは最新の資料を、第3号から第5号までは3か年度分の資料をそれぞれ公開する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年8月22日から施行する。（令和6年8月22日理事会決議）